	NK認証番号		□有 □無			
配線方法（注１６）			□有 □無			
自家発電設備等の有無		□有 自家発電設備等の種類 □蓄電池 蓄電池の位置 □PCSより発電設備側 区分計量の可否 □可 □不可 □PCSより系統側 □その他（　　）	□有 □無	□有 自家発電設備等の種類 □蓄電池 蓄電池の位置 □PCSより発電設備側 □可 □不可 □PCSより系統側 □その他（　　）		
		□無		□無		
電気事業者への電気供給量の計測方法			□有 □無			
保守点検責任者（注１７）		法人名（法人の場合）： 責任者氏名： 所属・役職（法人の場合）： 電話番号：（　　）　－ 法人番号（法人の場合）：	□有 □無	法人名（法人の場合）： 責任者氏名： 所属・役職（法人の場合） 電話番号：（　　）　－ 法人番号（法人の場合）：		
保守点検及び維持管理計画（注１８）			□有 □無	別紙のとおり		
接続契約締結日		年　月　日	□有 □無	年　月　日	□接続契約解約後の再締結 □再接続検討後の再締結（注１９）	
補助金の受給額（円）（注２０）			□有 □無			
自家消費等計画（注２１）		当該発電設備における発電電力量の見込み　kＷｈ/年 自家消費等の量の見込み　kＷｈ/年 自家消費等の用途 前年の電力消費量（既設の建物等に発電設備を設置する場合）　kＷｈ/年 自家消費等の比率　％	□有 □無	当該発電設備における発電電力量の見込み　kＷｈ/年 自家消費等の量の見込み　kＷｈ/年 自家消費等の用途 前年の電力消費量（既設の建物等に発電設備を設置する場合）　kＷｈ/年 自家消費等の比率　％		

解体等に要する費用（注２２）	□外部積立て（法第１５条の６から第１５条の１０までに規定する方法により解体等積立金を積み立てる場合をいう。以下同じ。） □内部積立て（法第１５条の１１に基づき、解体等に要する費用に充てるための金銭を積み立てる場合をいう。以下同じ。）		□有 □無	□外部積立て □内部積立て（なお、詳細は別添「内部積立てに係る事項」記載のとおり）		□「内部積立てに係る事項」添付あり
需給管理の方法			□有 □無			
電気の取引方法			□有 □無			
セキュリティ管理責任者	法人名（法人の場合）		□有 □無	法人名（法人の場合）		
	責任者名			責任者名		
	所属・役職（法人の場合）			所属・役職（法人の場合）		
	電話番号			電話番号		
	法人番号（法人の場合）			法人番号（法人の場合）		

遵守事項（注２３）	事業計画策定ガイドライン及び廃棄等費用積立ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。（注２４）	□
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。	□
	電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。	□
	運転開始期限内に運転を開始できない場合には、変更された調達期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。	□
	発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。【２０ｋＷ未満の太陽光発電設備を除く】	□
	安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。	□
	この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。	□
	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	□
	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	□
	当該太陽光発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも３０％について、当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。	□
	この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	□
	発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電設備の場合のみ】	□

第明治三十種郵便物認可